

## 連結法人税の個別帰属額の計算

### 1 連結法人税の負担額

連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額は、その連結法人の連結事業年度における個別所得金額にその連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額にその連結法人に係る税額調整金額を加算し、又は減算した金額となります(法81の18)。

(注)1 「個別所得金額」とは、連結事業年度の益金の額のうちその連結法人に帰せられるものの合計額(2(連結法人税の減少額)において「個別帰属益金額」といいます。)がその連結事業年度の損金の額のうちその連結法人に帰せられるものの合計額(2(連結法人税の減少額)において「個別帰属損金額」といいます。)を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。

2 「税額調整金額」とは、次の金額から から までの金額の合計額を減算した金額をいい、2において同じです。

「 2 連結同族会社の特別税率」により各連結事業年度の連結所得の法人税額に加算される金額のうちその連結法人に帰せられる金額

「 1 連結事業年度における所得税額の控除」により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除される金額のうちその連結法人に帰せられる金額

「 2 連結事業年度における外国税額の控除」により連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除される金額のうちその連結法人に帰せられる金額

「 13 連結欠損金の繰戻しによる還付」により還付を受ける金額のうちその連結法人に帰せられる金額

3 この連結所得に対する法人税の負担額として支出すべき金額は、支払う法人において損金不算入となり、受け取る法人において益金不算入となります(法26、38)。

### 2 連結法人税の減少額

連結法人が各連結事業年度の連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額は、その連結法人の連結事業年度における個別欠損金額にその連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率を乗じて計算した金額にその連結法人に係る税額調整金額を加算し、又は減算した金額となります(法81の18)。

(注)1 「個別欠損金額」とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、その連結事業年度に連結欠損金額が生ずる場合にはその超える部分の金額からその連結欠損金額のうちその連結法人に帰せられるものを控除した金額となります。

2 この連結所得に対する法人税の減少額として収入すべき金額は、受け取る法人において益金不算入となり、支払う法人において損金不算入となります(法26、38)。

### 3 連結親法人が中小法人である場合の適用税率

連結親法人が法人税法第81条の12第2項《各連結事業年度の連結所得に対する法人税の税率》に規定する連結親法人である場合には、1及び2の「その連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率」は、各連結事業年度の連結所得の金額につき同条の規定により計算した法人税の額のその連結所得の金額に対する割合とされます(法81の18)。

(注)1 「法人税法第81条の12第2項に規定する連結親法人」とは、次に掲げる連結親法人をいいます。

各連結事業年度終了の時ににおいて資本の金額又は出資金額が1億円以下であるもの

資本又は出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除きます。)

2 連結親法人の連結親法人事業年度が平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に開始する場合で、連結親法人が「法人税法第81条の12第2項に規定する連結親法人」に該当するときにおいて、連結所得の金額がない連結事業年度にあっては、「その連結事業年度の連結所得に対して適用される法人税の税率」は24%とされます(法81の12、負担軽減措置法16、措法68の8)。